○関東地方整備局告示第六十四号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十七年二月二十日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十七年二月二十日　関東地方整備局長　越智　繁雄

路線名　供用開始の区間　図面縦覧場所

四　号　春日部市倉常八三六番一から幸手市大字上宇和田字流作六三一番六九まで（ただし、関係図面に表示する部分の六九まで（ただし、関係図面に表示する部分のみ。）　関東地方整備局及び同局北首都国道事務所

供用開始の期日　平成二十七年二月二十日

○関東地方整備局告示第六十五号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十七年二月二十日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十七年二月二十日　関東地方整備局長　越智　繁雄

路線名　供用開始の区間　図面縦覧場所

四　号　幸手市大字上宇和田字流作六三一番六九から茨城県猿島郡五霞町大字幸主字川原五七一番一まで（ただし、関係図面に表示する部分のみ。）　関東地方整備局及び同局宇都宮国道事務所

供用開始の期日　平成二十七年二月二十日

○北陸地方整備局告示第二十号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十七年二月二十日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十七年二月二十日　北陸地方整備局長　野田　徹

(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　八号

(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員延長
魚津市江口一八番一から同市吉島九九番二まで	前	二二・一四～七三・七五メートル　一・〇六〇キロメートル
	後	二九・一七～七〇・五四メートル　一・〇六〇キロメートル

(四)　図面縦覧場所　北陸地方整備局及び同局富山河川国道事務所

○北陸地方整備局告示第二十一号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十七年二月二十日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十七年二月二十日　北陸地方整備局長　野田　徹

路線名　供用開始の区間　図面縦覧場所

八　号　魚津市江口三七番一から同市吉島二六四番一まで（ただし、関係図面に表示する部分のみ。）　北陸地方整備局及び同局富山河川国道事務所

供用開始の期日　平成二十七年二月二十二日

○近畿地方整備局告示第十五号

住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成十一年法律第八十一号）第十条第二項の規定により、登録住宅性能評価機関から役員の氏名の変更の届出があったので、同条第三項の規定により、公示する。

平成二十七年二月二十日　近畿地方整備局長　森　昌文

一　登録番号　近畿地方整備局長　5

二　登録住宅性能評価機関の氏名又は名称　公益財団法人兵庫県住宅建築総合センター

三(1)　役員の氏名の変更

変更前	菅原　康雄
変更後	―

(2)　変更年月日　平成二十六年十二月二十五日

○中国地方整備局告示第十六号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十七年二月二十日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十七年二月二十日　中国地方整備局長　尾藤　勇

路線名　供用開始の区間　図面縦覧場所

二　号　倉敷市玉島阿賀崎字亀崎二四六三番一から同市玉島阿賀崎字唐船二七三七番八まで（ただし、関係図面に表示する部分のみ。）　中国地方整備局及び同局岡山国道事務所

供用開始の期日　平成二十七年二月二十日

○北海道開発局告示第二十一号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十七年二月二十日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十七年二月二十日　北海道開発局長　岡部　和憲

路線名　供用開始の区間　図面縦覧場所

二百三十六号　北海道広尾郡広尾町字上トヨイ基線国有林十勝森林計画区十勝西部森林管理署一〇二五林班は小班地内　北海道開発局及び同局帯広開発建設部

二百四十一号　北海道川上郡弟子屈町ベケレ国有林釧路根室森林計画区根釧西部森林管理署四〇四五林班い小班地内　北海道開発局及び同局釧路開発建設部

〃　北海道川上郡弟子屈町ベケレ国有林釧路根室森林計画区根釧西部森林管理署四〇四六林班い小班地内　〃

〃　北海道川上郡弟子屈町ベケレ国有林釧路根室森林計画区根釧西部森林管理署四〇四六林班い小班地内　〃

供用開始の期日　平成二十七年二月二十日